

運輸安全マネジメント

株式会社 伊勢国際観光 運輸安全報告書（運輸安全マネジメントに関する取り組み）

輸送の安全確保の為安全最優先、法令遵守、継続的改善を社長はじめ担当役員と全社員が一丸となって取り組んでいます。

平成 31 年度 安全方針

『運転事故、法令違反 0 件の達成し貸切バス安全評価認定制度へとつながる安全への更なる取り組み』

『創業以来の重大事故、第一当事者となる有責人身事故発生 0 件への継続』

『目視にて確実な安全を確保しよう。』

1 輸送の安全に関する基本方針

○輸送の安全に関する基本的な方針を設定し、社内に周知する。

- ・社長は「輸送の安全」確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内においても同様に「輸送の安全」確保最優先であることを全社員に意識付けし、現場の状況を十分に踏まえつつ社内での意思疎通を積極的に図り、安全に対する計画・実施・評価・改善（P・D・C・A）を確実に実施する中で、創意工夫により「輸送の安全」のレベルアップを図ります。
- ・「輸送の安全」に関する情報については積極的に公表を行います。

○社員各々が安全方針をどの程度理解し、実践しているかを毎月行う乗務員安全教育全社会議で確認し、その実現に向けて努力します。

○毎年度末に安全管理に関する見直しを行い、現行の安全方針の変更の必要性の有無、周知方法の見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

2 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

平成 31 年 目標

人身事故	0 件
物損事故	0 件
車内事故	0 件
交通違反	0 件
点呼時の飲酒検知	0 件

平成 30 年 達成状況

人身事故	0 件
物損事故	2 件 (自車周囲への接触)
車内事故	0 件
交通違反	0 件
点呼時の飲酒検知	8 件 単一人物による複数回の検知(H30.11 退職)

平成 31 年 目標

【数値目標】

人身事故	0 件
物損事故	0 件
車内事故	0 件
交通違反	0 件
点呼時の飲酒検知	0 件

【行動目標】

基本に立ち返り、安全・正確・快適な安全輸送の実施とその保持

自分自身で考え、会社と社会、自分自身に恥じることのない行動をしましょう

3 自動車事故に関する統計

	平成 29 年度	平成 30 年度
人身事故	0 件	0 件
物損事故	2 件	2 件
車中事故	0 件	0 件
交通違反	0 件	0 件
点呼時の飲酒検知	0 件	0 件

【総件数及び類似別の事故件数】

平成 30 年度重大事故件数 0 件

4 安全管理規定

[こちらを参照](#)

5 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

○平成 30 年度に講じた措置

- ・ 高齢運転手に対する教育の実施

65 歳以上の運転手に対し適齢診断の受診と自社での社員教育を充実させました。

- ・ 緊急救命と防災について

伊勢市防災センターにて全社員が防災についての研修を受け、自然災害時などの旅客の誘導及び安全確保について落ち着いて行動できる様に学びました。又、万一の車輛火災における際の旅客の誘導訓練や初期消火活動として、実際に消火器を使い消火活動を体験しました。

緊急救命として、AED の使い方を学びました。

- ・ 冬季輸送の安全確保

冬季降雪地や凍結地に於ける輸送の安全確保の為、タイヤチェーンの脱着訓練及び降雪山間部へ出向き、実地における運転訓練とタイヤチェーンの脱着訓練を実施しました。

- ・ 健康管理の徹底

運転手が受診する健康診断を基に、健康要注意リストアップ者に対して保険指導員の助言を受けて生活改善による健康管理体制を実施し、健康起因による事故や運行中止案件の発生を未然に防ぐ様に努めました。

具体例として SAS（睡眠時無呼吸症候群）検査と脳ドックをバス運転手に対し行いました。

- ・ 安全確認ミラーの追加

全車に車両前面の死角とならない様に運転席側サイドミラーに安全確認用追加ミラーを増設

- ・ 新型車両の導入

大型バス、中型バスの新型車両の新規導入。ドライバーモニター、ふらつき防止、緊急停止装置のついている車両を新造し導入。

○平成 31 年に講じようとする措置

- ・ 健康管理体制の充実

健康起因による事故や運行中止案件の発生を未然に防ぐように、健康要注意者には精密検査を受け、医療機関や保険指導員の助言に従い、更なる健康管理体制を強化する。

会社として全国健康保険協会より健康推進事業所に認定され、健康事業所宣言を行いより社員の健康に気を配り、健全な企業活動と社員が安心して働ける環境整備を行います。

定期健康診断を従来の年間 1 回より夏季と冬季の年間 2 回に増やし、乗務員の体調管理をよりこまめに管理し、乗務員及び旅客の安全確保に努めていきます。

- ・ 重大事故・事件、災害等への対応訓練実施

重大事故・事件、バスジャックやテロが発生した際および、災害時の対応について適切且つ迅速に対応できる体制を構築できる様に実地訓練を行います。引続き緊急救命訓練を行います。

- ・ 運行管理体制の充実

運行管理者の更なる知識の充実を図るため、基礎講習をはじめ外部講習には積極的に参加をし、点呼執行と乗務員の指導教育レベルの向上に努めます。

又運行管理者と運転手の垣根がなくなるように経営者も含めた全社員との意見交換会の場を設け、輸送の安全に向かい全社が一丸となって安全目標を達成できる様に努めます。

・ドライブレコーダーの充実・先進安全自動車部品の導入

既に全車に装備されているドライブレコーダーを運転席及び客席が撮影できるカメラを増設、順次交換し、事故防止への意識を高めると同時に緊急事態発生時における客観的なデータの確保に繋がります。

先進安全自動車(ASV)としての衝突防止補助システム等で居眠りやわき見運転、意識の喪失による車線の逸脱を防ぎ、車間距離の確保を行うことができる様、既存の保有車に順次導入します。

6 輸送の安全に係る情報の伝達体制、その他の組織体制

[こちらを参照](#)

7 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、実施予定

○平成 30 年度の教育及び研修の実施状況について

輸送の安全に対する取り組みの確認と運輸安全マネジメントに対する啓蒙を目的とし、全社員を対象に運輸安全マネジメントに沿った講習内容を全社安全教育会議内にて実施しました。

○平成 31 年度年間教育及び研修の実施予定は、当社の安全管理規定 14 条の通りです。

[こちらを参照](#)

8 輸送の安全に係る内部監査について

安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

9 安全統括管理者に係る情報

代表取締役 中西英二

10 行政処分

平成 30 年度の行政処分はありません。